

校区役員名簿等の取扱いについて

堺市自治連合協議会事務局では、例年4月に各校区からご提出いただいている「校区役員名簿」（別紙1）及び「送付先の指定について」（別紙2）を取りまとめ、堺市自治連合協議会全体の校区役員名簿等を作成しています。名簿様式（別紙1）にも記載しているとおり、市（区）事務局では本名簿を基に堺市関係各課への情報提供や開発事業者からの問合せ等に使用しますので、改めてご案内いたします。つきましては、校区内でご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 使用用途

(1) 情報提供

① 開発・工事業者、不動産業者等への情報提供

開発や工事等に係る地元説明や協議が必要な場合の業者等からの問合せに対して、必要最小限で自治会長の連絡先をお知らせします。

② 自治会加入希望者への情報提供

自治会への加入を希望される方に、該当地域の自治会長の連絡先をお知らせします。

③ 表彰事務に関する情報提供

総務省や大阪府、日赤大阪府支部などが行う表彰事務に関する照会に対し、自治会長の氏名・会長在職年数等をお知らせします。

(2) 校区役員名簿の貸出し及び提供

① 市役所関係課への貸出し

公用で使用する場合に限り、申請書の提出を受けた上で、最大1年間までの期間で貸出しを行っています。

② 大阪府宅地建物取引業協会堺市支部、全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部への提供

堺市自治連合協議会と各協会及び堺市で締結している「堺市における自治会及び町内会への加入促進に関する協定書」に基づき、会員店舗で新規購入者等に自治会への加入を働きかけるために校区代表者名簿（校区役員・単位自治会長無し）を提供しています。

③ 議員への貸出し

堺市議会議員及び大阪府議会議員、国会議員の方が地域との連絡調整を行うために必要な場合に、申請書の提出を受けた上で、最大1年間までの期間で貸出しを行っています。

2. 貸出しの際にお知らせしている遵守事項

- ▶ 目的外利用を行わないこと。
- ▶ 個人情報の漏えいリスクを防止するため厳重に保管すること。
- ▶ 個人情報を第三者に提供する際は、事前に本人の同意を得たうえで必要最低限に提供すること。
- ▶ 不要になった名簿は市民協働課へ返却するか、適切な方法で確実に廃棄すること。
- ▶ 個人情報の取扱いにおいては、個人情報保護法や関連法令を遵守するよう徹底すること。

以上